

島根労働局発表

令和7年4月28日（月）

担当

島根労働局
職業安定部職業安定課
課長 上代 薫
Tel 0852-20-7016安来市
政策推進部定住産業課
課長 佐伯 由里子
Tel 0854-23-3104

令和7年度 安来市雇用対策協定に基づく事業計画について

～ 安来市と島根労働局とが連携し雇用施策を展開 ～

安来市（市長：田中 武夫^{たなか たけお}）と島根労働局（局長：岩見 浩史^{いわみ ひろふみ}）は、令和3年7月21日に締結した安来市雇用対策協定（別添1）に基づく「令和7年度事業計画」（別添2）を共同で策定しました。

この事業計画は、安来市と島根労働局が、それぞれの強みを活かした雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、「地方創生に資する活力あるまちづくりを推進し、地域で支え合う社会」の実現を目指し策定しております。

安来市と島根労働局は連携を図り、地域の雇用面の課題に対して、一体的・機動的な雇用対策を推進していきます。

令和7年度雇用対策協定に基づく事業計画のポイント

○主要な取組等

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や若者の進学、就職による県外への流出などの課題に対応するため、①産業振興・雇用創出と移住・定住促進、②若者への就職支援の推進などに取り組むとともに、数値目標を設定しました。

《事業内容》

1 産業振興と雇用創出の推進に係る連携

- ・安来市内企業の設備投資と安来市外からの企業誘致等を推進し、新たな雇用創出を促進

2 移住・定住施策に対する連携

- ・移住・定住の促進による人口増及び雇用人材の確保

3 若者への就職支援の推進に係る連携

- ・若年期から安来市内企業の紹介や働くことに対する意識付け等を行い、地元就職を促進

4 障がい者雇用施策の連携

- ・障がい者や障がい者雇用に取り組む企業への雇用対策と福祉施策の強化

5 生活困窮者等の社会的自立に係る対策の連携

- ・生活困窮者等の就労支援に係る役割分担と連携方法を明確にし、効果的・効率的な支援を実施

6 大量雇用変動等に対する雇用の安定に向けた施策の連携

- ・雇用対策組織の設定による雇用対策の連携・推進

7 その他、安来市と島根労働局が必要と認める取組

- ・安来市とハローワーク安来による定期的な情報交換

安来市と島根労働局との雇用対策協定

安来市と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年7月21日法律第132号）」に基づき、地方創生に資する活力あるまちづくりを推進し、地域で支えあう社会の実現を目指す安来市と、島根県内において雇用や労働に関する施策を総合的に推進する島根労働局が、それぞれの強みを活かして密に連携し、効果的かつ一体的に施策及び事業を推進することにより、「人が集い 未来を拓く ものづくりと文化のまち」の実現に向け、「活力・快適・らしさ・つながり・安心」の5つの街づくりの基本理念のもと、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の実現並びに諸課題への対応を目的として締結する。

（連携内容）

第2条 安来市と島根労働局は、次に掲げる具体的内容及び実施方法を定め、総合的かつ一体的に推進する。

- 産業振興と雇用の創出の推進に係る連携
- 移住・定住施策に対する連携
- 若者への就職支援の推進に係る連携
- 障がい者雇用施策の連携
- 生活困窮者等の社会的自立に係る対策の連携
- 大量雇用変動等に対する雇用の安定に向けた施策の連携
- その他、安来市と島根労働局が必要と認める取組

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、安来市と島根労働局が共同で設置する。

- 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の総合的かつ一体的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、施策の取組結果についての評価を行うものとする。

（要請等）

第4条 安来市と島根労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことを可とし、これに誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、安来市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、安来市と島根労働局が協議して定めるものとする。

- 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、安来市長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月21日

安来市長

田中武夫

厚生労働省島根労働局長

倉科清子

令和 7 年度 安来市と島根労働局との雇用対策協定に基づく事業計画

安 来 市
島根労働局

第 1 趣旨

地方創生に資する活力あるまちづくりを推進し、地域で支え合う社会の実現を目指す安来市と、島根県内において雇用や労働に関する施策を総合的に推進する島根労働局が、それぞれの強みを活かして密に連携し、一体的かつ総合的に、雇用や労働に関する諸課題に対応し施策を実現することを目的として、令和 3 年 7 月 21 日に雇用対策協定（以下「協定」という。）を締結しました。

この協定に基づき、令和 7 年度事業計画を次の通りとし、市における雇用・労働に関する課題等解決に向け緊密な連携・協力を図ってまいります。

第 2 協定に基づく令和 7 年度の具体的取組み

1. 産業振興と雇用の創出の推進に係る連携

令和 6 年 11 月における島根労働局管内の有効求人倍率は 1.43 倍で、一時期はコロナ前と同水準に回復しておりましたが、最近は改善の動きが弱まっており、ハローワーク安来管内では 1.23 倍とやや回復基調で推移しています。

産業分野によってばらつきは見られるものの、総じて人手不足の状況が続いています。

経済圏、生活圏が同一である米子市や隣接する松江市への安来市民の労働移動、人口の減少と労働力人口の高齢化などに伴う人手不足に対応するためには、安来市民の雇用の受け皿となる地元企業の働き方改革等を推進しつつ魅力ある企業立地を進め、安来市内への就業意識を高める必要があります。

このため、安来市内企業の設備投資、安来市外からの企業誘致等を推進し、産業振興を図ることで新たな雇用創出を促進します。

【安来市、労働局・ハローワーク】

- ・市内企業・事業所情報の収集と情報共有
- ・企業に対する市及び労働分野の支援施策の周知

【安来市】

- ・企業立地奨励金や地域の特性を活かした企業立地の推進
- ・市内企業における先端設備等導入の促進

【労働局・ハローワーク】

- ・キャリアアップ助成金の各コース活用促進
（Ⅰ 正社員化コース）、（Ⅱ 障害者正社員化コース）、（Ⅲ 賃金規定等改定コース）、
（Ⅳ 賃金規定等共通化コース）、（Ⅴ 賞与・退職金制度導入コース）、
（Ⅵ 社会保険適用時処遇改善コース）
- ・人材開発支援助成金の各コース活用促進

- （Ⅰ 人材育成支援コース）、（Ⅱ 教育訓練休暇等付与コース）、（Ⅲ 建設労働者認定訓練コース）、（Ⅳ 建設労働者技能実習コース）、（Ⅴ 人への投資促進コース）、（Ⅵ 事業展開等リスクリング支援コース）
- ・ 早期再就職支援等助成金の各コース活用促進
 - （Ⅰ 中途採用拡大コース）、（Ⅱ ＵＩＪターンコース）
- ・ 人材確保等支援助成金の各コース活用促進
 - （Ⅰ 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
 - （Ⅱ 中小企業団体助成コース）
 - （Ⅲ 建設キャリアアップシステム等活用促進コース）
 - （Ⅳ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））
 - （Ⅴ 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野））
 - （Ⅵ 外国人労働者就労環境整備助成コース）
 - （Ⅶ テレワークコース）
- ・ 市内誘致企業等を対象とした就職マッチング
- ・ 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援
 - （育児・介護休業法の周知及び履行確保）
 - （男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援）
 - （仕事と介護の両立ができる職場環境整備）
 - （次世代育成支援対策の推進）
- ・ 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇確保等
 - （雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援）
 - （無期転換ルールの円滑な運用）
- ・ 安全で健康に働くことができる環境づくり
 - 職場における感染防止対策等の推進
 - （職場における感染防止対策等の推進）
 - 長時間労働の抑制
 - （生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援）
 - （長時間労働の抑制に向けた監督指導等）
 - 労働条件の確保改善対策
 - （法定労働条件の確保）
 - （「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進）
- ・ 総合的なハラスメント対策の推進
 - （職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保）
 - （職場におけるハラスメント等に関する周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進）
- ・ 最低賃金・賃金の引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
- ・ 治療と仕事の両立支援

(治療と仕事の両立支援に関する取組の促進)

(トアライアングル型サポート体制の構築)

《目標》 立地企業数 2 件
先端設備等導入企業数 1 件

2. 移住・定住施策に対する連携

市への移住・定住の促進による人口増及び雇用人材の確保により市の活性化を図ります。

【安来市、労働局・ハローワーク】

- ・人材確保を目指す企業情報の U I J ターン希望者等への情報提供
- ・ U I J ターンガイドブックを活用した情報発信
- ・安来企業ガイドブックを活用した情報発信

【安来市】

- ・市を相談窓口とした定住サポートセンター事業による移住へのサポート
- ・定住相談会、定住フェアの実施

【労働局・ハローワーク】

- ・早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）の活用促進
- ・県外進学生に対するハローワークによる市内企業への就職支援
- ・ U I J ターンイベント参加者に対するハローワークによる相談支援の実施
- ・ハローワークの全国ネットを活用した安来市のイベント情報の発信

《目標》 定住相談会、定住フェアの開催回数 5 回

3. 若者への就職支援の推進に係る連携

安来市の人口の減少数のうち、社会動態分の状況は 10 代後半から 30 代の転出が目立ち、主だった転出理由は、10 代後半で進学、20 代前半が大学・短大等卒業後の就職となっています。

こうした若年層の転出に歯止めをかけるため、若年期からの市内企業紹介による地元産業を知る機会の創出や働くことに対する意識付け等を行うことで、地元就職を推進します。

【安来市、労働局・ハローワーク】

- ・市内主要企業への求人要請行動
- ・ユースエール認定制度等の国の認定制度の周知と企業に対する取得勧奨
- ・企業トップクラス等に対する公正採用選考研修の実施
- ・学校と企業の就職情報交換会の開催

【安来市】

- ・市内の高校生（安来高校・情報科学高校）を対象とした「企業見学バスツアー」の実施
- ・市内企業等への新就職者を対象とした「新就職者歓迎の集い」の開催
- ・就職が内定した市内の高校3年生を対象とした「就職内定者研修会」の開催
- ・大学等卒業予定者を対象とした「やすぎ就活スタートガイダンス」の開催

【労働局・ハローワーク】

- ・中学校・高等学校生徒に対する職業講話、企業ガイダンス（委託事業を含む）等による職業意識の啓発
- ・就職支援ナビゲーター等による学生・生徒に対する就職支援の実施
- ・企業や学生等に対する訪問等による職場定着の支援
- ・ハローワークの全国ネットを活用した企業情報等の発信

《目標》	「企業見学バスツアー」の実施回数	2回
	「新就職者歓迎の集い」の実施回数	1回
	「就職内定者研修会」の実施回数	1回
	「学校と企業の就職情報交換会」の実施回数	1回
	「ユースエール認定」企業数	1社
	市内主要企業への求人要請行動	15社以上
	企業トップクラス等に対する公正採用選考研修	1回

4. 障がい者雇用施策の連携

高年齢化等に伴い、障がい者数の増加及び障がいの重度化・重複化が進んでおり、障がい者本人が地域の中で自立し安心して暮らせる社会づくりが急務となっています。

このため、働く機会を得にくい障がい者や障がい者雇用に取り組む企業の支援に対応すべく、雇用対策と福祉施策の強化を図ります。

【安来市、労働局・ハローワーク】

- ・関係機関との連携による障がい者を雇用する企業に対する企業向けチーム支援の実施
- ・障害者雇用優良中小企業主認定（もにす認定）制度の周知
- ・障がい者の一般就労促進と福祉的就労の充実を図ることを目的とした障害者等総合支援協議会の開催

【安来市】

- ・特別支援学校卒業予定者に対し、最も適した進路へ進めていくための個別移行支援会議への参画

【労働局・ハローワーク】

- ・障害者就業・生活支援センターや島根障害者職業センターとの連携による障がい者向けチーム支援の実施
- ・「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開催による精神・発達障がい者の一般就労に

対する理解の促進

《目標》 「障害者等総合支援協議会」の実施回数	1 回
障害者雇用優良中小事業主（もにす認定）の認定件数	1 件

5. 生活困窮者等の社会的自立に係る対策の連携

安来市内の生活保護率は平成 24 年度をピークに減少傾向にありますが、就労経験の乏しい者やひきこもり、長期離職者など就労に向けた課題を抱えた者の割合は増加しており、一層、就労支援を推進していく必要があります。

生活困窮者等の就労支援について、目標の共有化・相互連携により、役割分担と連携方法を明確にし、効果的・効率的な支援を実施していくことで、経済的自立を促進します。

【安来市・労働局・ハローワーク】

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業等の実施

（安来地域生活福祉・就労支援協議会の開催、ひとり親応援キャンペーン（出前相談）の実施）

【安来市】

- ・生活困窮者等の求職活動における母子自立支援員、就労支援員による支援

【労働局・ハローワーク】

- ・「特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）」の活用による生活困窮者の自立促進と定着支援の充実・強化

《目標》 安来地域生活福祉・就労支援協議会の実施回数	1 回
ひとり親応援キャンペーン（出前相談）	2 回（2 日間実施）
就労支援評価検討（支援対象者振り返り）	2 回
支援による生活保護からの就職者数	P 件（R 6 目標値 5 件）
（P 地域協議会で策定）	

6. 大量雇用変動等に対する雇用の安定に向けた施策の連携

産業支援施策等により、一定規模の求人需要が発生した際に、市及び労働局が情報共有を図り、個別面接会の開催等により必要な人材確保に取り組み、また、特段の事情に起因する企業活動縮小に際しては、雇用調整助成金の活用や転職支援制度の活用等によるマッチングの実施など、労働者の雇用維持に向けて相互連携を推進します。

やむを得ず離職者が発生する場合には、再就職支援対策を連携して行います。

【安来市・労働局・ハローワーク】

- ・地域に多大な影響を与える事象があった際、近隣自治体・関係機関により構成する雇用対策組織

の設置による雇用対策の連携・推進

- ・雇用調整助成金、在籍型出向と産業雇用安定助成金の周知

【労働局・ハローワーク】

- ・雇用調整助成金、産業雇用安定助成金の活用支援
- ・産業雇用安定センターと連携した出向支援
- ・早期再就職支援等助成金（再就職支援コース、雇入れ支援コース）、トライアル雇用助成金を活用した就職支援の実施

7. その他、安来市と島根労働局が必要と認める取組

【安来市、労働局・ハローワーク】

- ・市とハローワーク安来による定期的な情報交換
- ・市報や告知放送、報道機関へのプレスリリース等による情報発信
- ・その他、必要と認める取組

《目標》 市とハローワーク安来とによる定期的な情報交換回数 年間 10 回以上